

近年の進歩性の判断について（前編）

平成 25 年度 特許委員会 第 1 部会

北田 明, 泉 克文, 黒田 博道, 平山 淳, 藤本 英介
 高石 秀樹, 加藤 謹矢, 桑城 伸語, 堺 繁嗣, 鶴喰 寿孝
 黒崎 文枝, 呉 英燦, 新井 景親, 宮田 良子

要 約

本稿は、直近 5 年間の無効審判の審決取消訴訟で審決が取り消された裁判例を網羅的に分析し、裁判例の傾向を考察した結果を整理したものであり、3 回連載の第 1 回目である。

本稿は、発明の要旨認定、引用発明の認定、動機付け、設計事項、阻害事由等の各論点について、特許権者/出願人有利（又は不利）に判断した判決の言い回しや、これらの判決が適示した事実を検討した。

これにより、意見書による拒絶理由対応において近時の裁判例を活用することを可能とし、会員の出願実務に貢献することを目的としている。

なお、本稿は、一昨年の特許委員会において、進歩性の判断が特許権者/出願人に有利に判断した直近 5 年間の拒絶審決取消訴訟を網羅的に分析し、同様の検討を行った研究結果（パテント誌 2014 年 3 月号参照）に引き続き、検討対象を変更して行った研究である。無効審判の特許維持審決が取り消された特許権者に不利な事例も検討することにより、特許庁と裁判所との判断傾向の相違も考察したため、バックナンバーと併せて参照することにより、進歩性に関する近時の裁判例を多面的に把握することが可能となった。

10 月号においては、本件発明及び引用発明の認定について判断した裁判例の検討結果を示す（他の論点についての検討結果は 11 月号、12 月号に続く）。

目次

1. 裁判所における進歩性判断の変遷
 2. 本稿の検討事項・目的
 3. 意見書による拒絶理由対応において、裁判例を活用する方針
- ◀【第 1 分類】本件発明及び引用発明の認定▶
1. 10 月号に示す検討結果
 2. 本件発明の認定
 3. 引用発明の認定

1. 裁判所における進歩性判断の変遷

進歩性判断については、2002 年頃から 2008 年頃までの間、東京高裁の裁判例は、特許権者/出願人に非常に厳しい傾向であった。

具体的には、引用発明 1 及び 2 を組み合わせた発明の進歩性が問題となったとき、技術分野が同一であれば、当業者はあらゆる組み合わせを想到できるという必ずしも現実的でない前提に基づいて、当該組み合わせに「阻害事由」が認められない限り、進歩性を否定する考え方が主流であった。

その結果、特許侵害訴訟を提起しても特許権が次々と無効になる事態に陥り、特許侵害訴訟の提起を躊躇する傾向が見られた。同様に、この時期は拒絶審決の取消率も極めて低く、審決取消訴訟の提起にも消極的であった。

これに対し、2009 年頃から、技術分野が同一であっても、課題の共通性等に基づく「動機付け」を要求する裁判例が増えてきて、現在は、寧ろ「動機付け」を要求する運用が実務上主流であり、隔世の感を感じる。

このような流れと並行して、発明の要旨認定、引用発明の認定にも変化が見られ、リパーゼ最判にとらわれずに発明の詳細な説明を参酌して発明の要旨を解釈する裁判例、引用発明の過度の抽象化を咎める裁判例が増えてきて、特許実務家としては、特許権者/出願人に有利になってきたと感じているところである。

特許委員会は、2 年間に亘り、この点に関する近時の裁判例を網羅的に検討し、進歩性に関する近時の裁判例の傾向を多面的に考察した。

2. 本稿の検討事項・目的

(1) 特許委員会は、パテント誌2014年3月号(21頁)の記事の冒頭において、“無効審判の請求成立割合の変遷”及び“拒絶審決に対する審決取消訴訟における審決取消率の変遷”という2つの観点から、進歩性の判断が特許権者/出願人に有利になってきたことをデータで示した。

そこで、特許委員会は、まず、進歩性の判断が特許権者/出願人に有利であった直近5年間の拒絶審決取消訴訟を網羅的に分析し、裁判例の傾向を考察すると共に、発明の要旨認定、引用発明の認定、動機付け、設計事項、阻害事由の各論点につき、特許権者/出願人に有利に判断した判決の言い回しや、これらの判決が適示した事実を検討した。これにより、会員の出願段階の実務のうち、意見書による拒絶理由対応において近時の裁判例を活用することを可能とした。

(2) 本稿は、前回とは検討対象を変更し、直近5年間の無効審判の審決取消訴訟で審決が取り消された事例を網羅的に分析し、同様の検討を行った。前回と異なり、特許維持審決が取り消された特許権者に不利な事例も検討することにより、特許庁と裁判所との判断傾向の相違も含めて、多面的に考察した。

バックナンバーと併せて概観することにより、進歩性に関する近時の裁判例を概ね網羅できるので、会員の実務に貢献できれば幸いである。

(3) 具体的には、特許委員会においては、以下のとおり3つの【分類】に区分して、裁判例を検討した。複数の【分類】に該当する裁判例については、其々の【分類】において重ねて検討した。

【第1分類】 本件発明及び引用発明の認定

【第2分類】 動機付け（技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆）

【第3分類】 設計事項、周知・慣用技術、阻害要因

3. 意見書による拒絶理由対応において、裁判例を活用する方針

(1) 特許出願実務において、拒絶理由通知に対する応答として、手続補正と共に意見書を提出することが多い。

この意見書を提出する際に、特許委員会に参加している会員・弁理士の一部は、特許権者/出願人に有利な裁判例を把握して、自己の主張を補強するツールとし

て使いこなしているもので、以下に一例を紹介する。

(2) 具体的には、まず、(i) 拒絶理由通知から論点を把握し、その論点について（依頼者に有利な）裁判例を調査する。次に、(ii) その裁判例で用いられた論理構成に本願発明を当てはめて、特許性があることを論証する。（例えば、拒絶理由通知において、本願発明と引用発明との相違点が設計事項であり進歩性を欠如するとされた場合は、設計事項でないと判断した裁判例の論理構成に沿って進歩性が認められるべきことを論証する。）最後に、(iii) 「なお同旨の判断として、平成〇〇(行ケ)第〇〇〇〇〇号があり、下記のとおり判示している。」と記載した上で、判旨（判決理由中の該当箇所）を引用する。

(3) 著者らは、特許庁審査官・審判官と多数回意見交換した結果、意見書において単に有利な裁判例を引用しただけでは“事案が異なる”として一蹴される恐れがあるが、上記の形式による論証は有用であると考えている。

もちろん、審査官および審判官は審査基準の枠組みの中で判断するので、特許出願担当者は、審査基準を十分に検討することが不可欠である。それに加えて、上記のように裁判例を使いこなすことにより、無用な補正を回避できるとともに、特許査定・特許審決を得る可能性が高まると期待する。

《【第1分類】 本件発明及び引用発明の認定》

1. 10月号においては、「【第1分類】 本件発明及び引用発明の認定」について判断した裁判例の検討結果を示す。

(1) 本件発明の認定については、検討した裁判例全体から抽出できる傾向として、“特許庁は、請求項の記載を重視して明細書等を参酌せずに請求項の文言通りに解釈しようとする”傾向があるのに対し、“裁判所は、明細書等の記載を参酌し、請求項の記載と明細書の記載とを総合して判断する”傾向がある。

(2) 引用発明の認定については、検討した裁判例全体から抽出できる傾向として、“特許庁は、引用文献の記載のうち、特に構成に関する記載に着目して引用発明を広く（請求不成立では狭く）認定する”傾向にあるのに対し、“裁判所は、引用文献の明細書等の全体の記載（意義、作用、課題等）を考慮して引用発明を狭く（請求不成立の取消では広く）認定する”傾向にある。

2. 《本件発明の認定》については、検討結果は以下のとおりである。

本件発明の認定	判決（事件番号）
無効成立（進歩性無）⇒取消（進歩性有）	平成 20（行ケ）10396
	平成 22（行ケ）10162
無効不成立（進歩性有）⇒取消（進歩性無）	平成 17（行ケ）10506
	平成 19（行ケ）10185
	平成 19（行ケ）10255
	平成 19（行ケ）10319
	平成 21（行ケ）10136
	平成 22（行ケ）10324
	平成 24（行ケ）10082

●全体から抽出できる傾向

特許庁は、請求項の記載を重視して明細書等を参照せずに請求項の文言通りに解釈しようとする。

一方、裁判所は、明細書等の記載を参照し、請求項の記載と明細書の記載とを総合して判断する。

●傾向に沿った判断をした事案

(1) 無効成立（進歩性無）⇒取消（進歩性有）

・平成 20（行ケ）10396

（発明の内容）特許第 1014604 号

表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を原料とし、該壁紙を細かく破碎し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片と、繊維状吸水材又は粉粒状吸水材とを組成材とする粗粒状体から成り、該粗粒状体中の塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有することを特徴とする排泄物処理材。

（審決及び判決の内容）

審決では、「本件発明 1 は、粗粒状体が「壁紙を細かく破碎し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片を組成材とする」のに対し、甲第 1 号証発明は、粒体が「粉砕物を含む」するものであり、かかる「粉砕物」について、表面に凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片であることの特定がない」と認定したが、判決では、「本件発明 1、2 は、排泄物処理材の大幅なコストダウンを達成し、省資源に資するものであるほか、上記壁紙を細かく破碎した塩化ビニール片の凹凸面が対面して通水路を形成し、そ

の通水路内に上記凹凸によって繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を確実に保持するとともに、排尿は上記通水路内に誘引されつつ通水路内の繊維状吸水材又は粉粒状吸水材と凹凸に捕捉される、というものであると認められる。・・・本件発明 1 における「破砕片」は、表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を細かく破碎したものであって、表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有し、塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有するものであるから、シート形態を残存するものである。・・・一方、前記 3(2) のとおり、甲第 1 号証発明は「3mm 以下の粒度の表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材の粉砕物」を含むものであるが、証拠（牛乳パックの外観写真と拡大断面写真 [甲 29]、技術説明資料 [甲 35]）及び弁論の全趣旨によれば、表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙である紙製牛乳パックを、破碎機で 3mm 以下に粉砕した粉砕物は、紙の部分がプラスチックフィルムの部分よりもはるかに厚いため、短繊維状に離解されて、シート原形を留めない粉末状又は綿状のものになり、シート形態を残存しないものと認められる。そうすると、甲第 1 号証発明における「粉砕物」は、仮にシート形態を残存したものがあつたとしても、本件発明 1 における「破砕片」と甲第 1 号証発明における「粉砕物」とは、表面が平滑であるか、凹凸があるかという点に違いがあるということが出来る。・・・審決は、＜相違点 2＞として・・・と認定し、＜相違点 3＞として・・・と認定しているが、上記(1)(2)で述べたところからすると、単に特定がないということにとどまらず、上記(1)(2)認定のような形状の違いがあることを認定すべきであつたということが出来る。」

・平成 22（行ケ）10162

（発明の内容）特許第 2443850 号

圧搾空気が封入された球形中空体の弾性チューブと、該チューブ表面全面に形成された補強層と、該補強層上に直接接着された複数枚の皮革パネルとを備えた球技用ボールにおいて、前記皮革パネルは、その周縁部が前記弾性チューブ側に曲げられる曲げ部を有し、前記皮革パネルの曲げ部にて囲まれた前記皮革パ

ネルの裏面に、厚さを調整する厚さ調整部材が接着せしめられ、前記皮革パネルの曲げ部に接合部が設けられてなる球技用貼りボール。

（審決及び判決の内容）

審決では、「引用発明1の「球技用貼りボール」は、「補強層（カバー）」の表面全体を覆うように複数の「皮革パネル」を貼り付けたものであって、前記「皮革パネル」は、「曲げ部」を有し、前記「皮革パネル」の「曲げ部」に「接合部」が設けられてなるものである・・・引用発明1の「皮革パネル」は、「皮革パネルの曲げ部」に「接合部」を有していると認定する」とした。

判決では、「本件発明1のボールは、貼りボール構造において、皮革パネルの周縁部が内側へ折り込まれるとともに、折り込まれた部分にて囲まれた皮革パネルの裏面に、折り込みにより生じる段差を解消する厚さ調整部材が接着されてなる構成とされている。これにより、隣接する皮革パネルの接合部に縫いボールと同じ形状の溝ができることで、空気抵抗を減じ、グリップ性を向上させるとともに、厚さ調整部材の存在により、皮革パネル裏面は平坦面となり、折り込みにより生じる段差が皮革パネル表面に現れず滑らかなものとなる（段落【0010】）。また、折り曲げ部に設けられる接合部において、隣接する皮革パネルと接着されてなる構成とすることで、皮革パネルの接合部からの水分の浸入を防止し、かつ、皮革パネルの剥離を防止することで、耐久性を向上させることができる（段落【0013】）。・・・本件発明1における「接合部」は、接着するための部位であるから、一定の領域を有する「面接触」を要するものと解される。」と認定した。

（2）無効不成立（進歩性有）⇒取消（進歩性無）

・平成17（行ケ）10506

（発明の内容）特許第3346291号

石英ガラスからなる放電容器の内部に誘電体バリア放電によってエキシマ分子を形成する放電用ガスが充填され、この放電容器の少なくとも一部に光透過性部分が形成されている誘電体バリア放電ランプにおいて、前記光透過性部分における非水素結合性OH基の割合が、全体のOH基に対して、0.36以下であることを特徴とする誘電体バリア放電ランプ。

（審決及び判決の内容）

審決では、「相違点2について、本件発明1ないし本件発明2は、紫外線によるダメージを軽減するために石英ガラスに含ませるOH基の含有量があまりに多くなるとOH基自体による紫外線吸収によって早期に所望の放射量が得られなくなるという問題を解決することを技術的課題として、石英ガラス中の特定OH基の濃度が0.36より小さいという構成を採用し、これにより真空紫外光の石英ガラス自身による吸収を良好に抑えるとともに、紫外線照射によるダメージを軽減することができるという作用効果を奏するところ、石英ガラスF310発明は、特定OH基の濃度が本件発明1ないし本件発明2と異なり、石英ガラスに含まれる特定OH基の割合を0.36以下とした点の上記意義を示唆するものではなく、この点が公然知られたものであるとも公然実施されていたともいえないから、当業者が容易に想到し得たものとするとはできない」と判断した。

判決では、「本件発明は、例えば、中心波長が172nmという短い波長の真空紫外線を放射して、しかも線スペクトルに近い単一波長の光を選択的に高効率で発生するという、従来の低圧水銀ランプや高圧アーク放電ランプにない特徴を有する・・・発明の詳細な説明欄には、本件発明において、特定OH基の割合を特定するに当たり、透過率をみる波長として図4に示される160nmに着目することに何らかの意義があることを示した記載を見いだすことはできないし、160nm以外の波長について、特定OH基の割合を低下させれば、図4記載のように透過率が大きくなるとする根拠を見いだすこともできない。」とした。

・平成19（行ケ）10185

（発明の内容）特許第2770097号

地形図等の原図を読み取って得られるラスタデータからベクトルデータを作成した後、該ベクトルデータを線端を示す点データを含む二次元の線データに変換し、それらの二次元線データを座標上の線分に変換し、該線分を所定方向に接続し、終点が始点と一致したときはそれらの線分からなる面データの閉領域データを自動的に作成し、終点が始点と一致しないときはそれらの線分からなる面データを自動的に作成して、該面データの前記不連続となる始点及び終点を報知表示し、該不連続点から任意の点又は線へ接続する線

データを入力に基づいて生成することにより該面データに対応する閉領域データを作成し、上記各閉領域データに属性データを付与可能にして該閉領域データを記憶、表示又は印刷する地図データ作成方法。

（審決及び判決の内容）

審決では、「線分を所定方向に接続し、終点が始点と一致しないときはそれらの線分からなる面データを自動的に作成して、面データの不連続となる始点及び終点を報知表示し、不連続点から任意の点又は線へ接続する線データを入力することを促す構成については、甲2文献、甲2号証の2、甲7-9号証のいずれにも記載されておらず、示唆も認められない。」「仮に、甲2発明に、上述した周知技術、技術常識、甲2号証の2に記載の発明を組み合わせると、複数の線分が接続されてループというトポロジーを構成したフィーチャーとして閉ループを抽出する機能、トポロジーエラーとして孤立点を抽出して表示する機能、閉じているべき図形が閉じていなかったときに編集するための機能が個々に設けられることとなる。」「そして、この組合せによって得られた発明においては、まず、閉ループの抽出を行い、孤立点のチェックと報知表示を行い、閉じるべき図形を閉じるように編集する処理を行うことが想定されるが、孤立点のチェックと報知表示を行う際には、閉ループとして抽出されなかった図形であるか否かとは無関係に、全ての孤立点がチェックされ報知表示され、その後編集処理がされることとなり、本件特許発明1の構成とは異なるものとなることは明らかである。」と述べている。

判決では、「構成要件1Eの「不連続となる始点及び終点」について、具体的に特許請求の範囲には、「終点と始点が一致しない」としか規定せず、そもそも、始点と終点をどのような方法で決定するかが明らかでない。」「どのような点を「不連続となる始点及び終点」とするかが、必ずしも一義的かつ明確に決まるものではない。しかし、本件訂正明細書の実施例において、ステップS55で、他の線データへの接続がなく、点データから出る線データが一本のみである「孤立点」であれば、ステップS56に進むとしていること（前記(2)シ）、第2の実施例とされているものにおいて、「検出された孤立点（不連続点）座標」（段落【0038】）として、孤立点を不連続点と記載していること、他方、「分岐点（接点）」（前記(2)コ）として挙げられている

点を「不連続となる始点及び終点」とすることについての記載、示唆はないし、「分岐点」のように複数の線分に接続する点を不連続となる始点、終点とするような始点、終点の決定方法をあえて想定する根拠が実施例も含めた本件訂正明細書に記載されているものでないことに照らすと、「不連続となる始点及び終点」は、点データから出る線データが一本のみである孤立点と一致するものと一応認められる。」とし、「審決は、孤立点のチェック、報知表示について、閉ループとして抽出されなかった図形であるか否かと無関係に孤立点がチェックされるものを本件特許発明1の構成と異なると記載している、本件特許発明1について、閉ループとして抽出されなかった図形と孤立点のチェックを関係付けている。しかし、前記(8)のとおり、報知表示するためにどのように「不連続となる始点及び終点」を発見するかが、特許請求の範囲に一義的に直接、記載されているものではないし、発明の詳細な説明においてもその具体的な手法の記載はなく、第2の実施例とされているものにおいては、不連続部の修正作業に関連し、点データへ接続する線分の本数を検出して孤立点を検出することが記載されている。これらによれば、本件特許発明1は、閉ループとして抽出されなかった図形と孤立点のチェックを関係付けることまで規定したものと限定することはできない」とした。

・平成19(行ケ)10255

（発明の内容）特許第2814356号

基礎用杭を地盤に埋め込むための杭埋込装置であって、油圧式ショベル系掘削機(9)、当該油圧式ショベル系掘削機(9)のアーム先端部に取り付けてあり、振動装置(2)と杭上部に被せるための嵌合部(15)を有する埋込用アタッチメント(A)と、当該埋込用アタッチメント(A)の上記嵌合部(15)に自在継手を介して着脱可能に取り付けられる穿孔装置(4)と、を備えており、上記穿孔装置(4)は、油圧モーター(43)と、当該油圧モーター(43)により回転駆動される穿孔ロッド(44)と、を備えており、上記穿孔装置(4)と上記嵌合部(15)は、穿孔時と杭埋込時において選択的に使用されることを特徴とする、杭埋込装置。

（審決及び判決の内容）

審決では、「本件発明1と主引用例に記載された発明(甲1発明)との相違点として、「埋込用アタッチメ

ント〔杭打込み装置 5〕が有する杭保持部の構成及び当該杭保持部に（穿孔装置〔アースオーガ 13〕を）着脱可能に取り付ける構成に関して、本件発明 1 が、杭保持部を『杭上部に被せるための嵌合部（15）』として構成し・・・ているのに対し、甲 1 発明は、杭保持部を（油圧シリンダ 11 により強固に固定する）『杭保持用のチャック 9』として構成し・・・ている点。』を認定した。

判決では、「本件発明 1 は「杭上部に被せるための嵌合部」と規定するものではあるが、「嵌合部」の形状や嵌合の状況について特段限定していないことを前提として、「嵌合」の意義について、一般的な語義に従い、「軸がくぼんだ所にかたくはまり合ったり、滑り動くようにゆるくはまり合ったりする関係」と解し、本件発明 1 の「嵌合部」とは、そのようにして軸がはまる「穴」、すなわち、「くぼんだ所」のことを意味するものと理解することができる」とした。

・平成 19(行ケ)10319

(発明の内容) 特許第 3272111 号

シリコンアルコキシドと、非水溶媒と、平均粒子径が 0.3~100nm かつ屈折率が 1.2~1.4 である多孔質シリカ微粉末とを分散含有してなることを特徴とする低屈折率膜形成用塗料（=本件発明 1）。

(審決及び判決の内容)

審決では、「多孔質のシリカ微粉末の屈折率が、本件発明 1 では、1.2~1.4 であると特定されているのに対し、甲 1 発明では、そのような特定がなされていない点」は実質的に相違しているから同一であるといえず、「少なくともその表面が多孔質であるシリカ超微粒子」を用いることは、表面が多孔質であることにより生じるシリカ超微粒子表面の開孔による凹部により拡散反射を少なくさせて、反射防止膜の表面の凹凸によって、増加する拡散反射により生じる、反射防止膜の白濁を防ぐものであり…、その効果は表面が多孔質であるシリカ超微粒子の屈折率自体に関与するものではないので、甲第 1 号証にはどの程度の屈折率である多孔質のシリカ超微粒子を使用するかについては記載も示唆もされておらず、「屈折率が 1.2~1.4 である多孔質シリカ微粉末」を分散含有させるという構成が甲第 1 号証の記載から示唆されるものではないと判断された。

これに対し、判決では、本件発明 1 は、その特許請求の範囲に記載されたように①シリコンアルコキシド、②非水溶媒、③多孔質シリカ微粉末とを含有する低屈折率膜形成用塗料であるところ、これにより形成される膜自体の屈折率は規定されておらず、③の多孔質シリカの平均粒子系径及び屈折率によって規定されている。そして、この多孔質シリカの屈折率（1.2~1.4）の点についての本件明細書の記載をみると、まず「シリカの屈折率は 1.46」（段落【0011】）とあるのは上記シリカの屈折率はシリカ一般の屈折率にすぎないところ、本件発明 1 の多孔質シリカ微粉末の屈折率「1.2~1.4」はこれよりも低い数値である。そしてその屈折率の数値については、段落【0011】、【0012】にこの屈折率の多孔質シリカ微粉末を用いるとの記載はあるものの、上記で該当段落を摘示したとおり、その屈折率の多孔質シリカ微粉末を用いると記載されているだけで、その屈折率に関する技術的ないし臨界的意義に関しては何らの記載もない。・・・そうすると、本件発明 1 の低屈折率膜形成用塗料は、所定成分を配合することにより低屈折率の塗膜を形成できるものであって、分散含有される多孔質シリカ微粉末については、シリカゾルから形成される従来のシリカ（屈折率 1.46）よりも低い屈折率物質であることを特定したものであると解されるにとどまるというべきであるとした。

・平成 21(行ケ)10136

(発明の内容) 特許第 3979659 号

底部と側面を有すると共に、該底部近傍に開口部を有する凹型のセルを有するマットフレーム内に植物育成材を設けてなる植栽マットを敷設面に複数敷き詰め、該敷き詰めた植栽マット群の外周に框を配設し、該框の被覆部を該框の側壁上端から該植栽マット群側へ突出して設け、該植栽マット群と該框の側壁間の隙間及び該植栽マット群の外周縁の上端部より該植栽マット群側の領域を該框の該被覆部で被覆することを特徴とする植栽設備。

(審決及び判決の内容)

審決では、「植栽容器が、特許発明 1 は、『凹型のセルを有するマットフレーム内に植物育成材を設けてなる植栽マット』であり、複数のそれらが、載置部としての『敷設面』に『敷き詰め』られているのに対し、

甲 2 - 1 発明は、『凹型構造内に植物育成材を設ける植物育成材入りプランタ』であり、複数のそれらが載置部に『載置』されている点。」を相違点として認定した。

判決では、「本件訂正明細書（甲 14 の 4）の段落【0008】【課題を解決するための手段】には、「尚、植栽マットは、底部近傍に開口部を有する凹型のセルが設けられ、該セルを互いにリブで連設してなるマットフレームと、該セル内に敷設されたフィルターと、該セル内で該フィルター上に形設された植物育成材からなるものとしてもよい。」と記載があり、同記載によれば、「セル」を接続する形態は、あくまでも選択的な事項であると理解するのが自然である。」とした。

・平成 22(行ケ)10324

(発明の内容) 特許第 3878238 号

表面に長鎖アルキル基を有する重合性ビニル単量体の 1 種又は 2 種以上と該重合性ビニル単量体と共重合可能な他の重合性ビニル単量体の 1 種又は 2 種以上とからなるグラフト共重合体鎖を導入した重合体粒子からなることを特徴とする液晶用スペーサー

(審決及び判決の内容)

審決では、長鎖アルキル基を有する重合性ビニル単量体の 1 種と該重合性ビニル単量体と共重合可能な他の重合性ビニル単量体の 1 種とからなる共重合体が、本件発明では、「グラフト共重合体鎖」として導入された形態で重合体粒子の表面に存在するものであると認定した。

判決では、本件発明は、物の発明であって、その特許請求の範囲においてグラフト共重合体鎖を導入する方法について特定の 방법이前提とされているものではない。本件明細書には、グラフト共重合体鎖の製造方法が記載されているが、当該方法に限定する旨の規定はなく、本件発明のようなグラフト共重合体鎖を導入した重合体粒子自体は、他の周知の方法によっても製造可能である。また、本件明細書には、ラジカル連鎖移動可能な官能基及び、又はラジカル重合開始能を有する活性基を導入する具体的手段について記載されているが、当該方法は「望ましいもの」とされているものであり、本件発明において、当該具体的方法を用いることに限定されているものではない。本件明細書において、「導入する」という用語について、技術的意義

を具体的に明らかにする記載はない。したがって、本件発明は、表面にグラフト共重合体鎖を導入した重合体粒子からなる液晶用スペーサーにおいて、グラフト共重合体鎖が、長鎖アルキル基を有する重合性ビニル単量体の 1 種又は 2 種以上と該重合性ビニル単量体と共重合可能な他の重合性ビニル単量体の 1 種又は 2 種以上とからなる「特定の共重合体鎖」であることを特徴とするものであり、グラフト共重合体鎖を導入する方法は特定されていないものといえることができるとした。

・平成 24(行ケ)10082

(発明の内容) 特許第 3138613 号

レーザー発振器から出力されるレーザービームで切断・溶接等の加工を行うレーザー加工装置において、・・・レーザービーム反射部材と、・・・前記レーザービーム反射部材とともにレーザービーム反射面の反対側に空間を形成する反射部材支持部と、前記反射部材支持部に設けられ、この反射部材支持部の空間に気体を供給する流体供給手段と、・・・前記反射部材支持部に設けられ、前記反射部材支持部の空間から気体を排出する流体排出手段とを備え、前記空間は流体供給経路及びこの流体供給経路と別体の流体排出経路を除き密閉構造とし、前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され、前記レーザービーム反射面の反対側に前記レーザービーム反射部材が弾性変形するに要する気体圧力を前記流体供給手段と前記流体排出手段との間でかけるように構成したことを特徴とするレーザー加工装置。

(審決及び判決の内容)

審決は、「本件発明と甲 1 発明との相違点 3 として、本件発明では、「流体排出経路を通過した気体は流体排出手段より外部に排出され(る)」のに対して、甲 1 発明は、流体排出経路を通過した流体は流体管 14 とは別体の流体管より外部に排出されていない点を認定している。」とした。

判決は、「本件発明の「外部に排出」の意義について検討する。

本件発明に係る特許請求の範囲には、「前記反射部材支持部の空間から気体を排出する流体排出手段とを備え、前記空間は流体供給経路及びこの流体供給経路と別体の流体排出経路を除き密閉構造とし、前記流体

排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され、と記載されている。同構成中の「流体排出手段」とは、気体を「反射部材支持部の空間」の外部へ排出するための手段を指す。そうすると、本件発明の「前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され」とは、「流体排出経路を通過した気体が、反射部材支持部の空間の外部へ排出されること」を意味し、「外部に排出」とは、「反射部材支持部の空間の外部へ排出されること」を意味することは、特許請求の範囲の文言上明らかであって、それ以外の格別の限定はない。本件明細書の記載にも、同様に、「外部に排出」とは、反射部材支持部の空間の外部へ排出されることが示されている。他方、甲1発明においても、鏡面12を有する金属円板と鏡ケース13とにより形成された密閉空間内から、当該空間内に接続された流体管14とは別体の流体管により圧力水が排出されている。

本件発明と甲1発明とは、いずれも「外部に排出」されており、相違点3に係る相違はない。したがって、「本件発明は、『流体排出経路を通過した気体は流体排出手段より外部に排出され』るのに対して、甲1発明において、流体排出経路を通過した流体は流体管14とは別体の流体管より外部に排出されていない点」を相違点とした審決の認定は、誤りがある。」と判断した。

●参考の事案

・平成22(行ケ)10060

審決は「押出部材」を実施例の押し出し棒に限定解釈したのに対し、判決では、本件発明における押出部材は、「上記吸水剤を上記案内部材の一端開口部から押し出す押出部材」と特定されているだけであるから、実施例記載の押し出し棒の構成に限定されるものではなく、吸水剤を案内部材の一端開口部から押し出すことが可能であれば、各種の構成が含まれると解されると判断した。

・平成22(行ケ)10371

判決では、「本件発明1の条件1ないし4は、フィン高さ f_h 、フィンピッチ f_p の大きさをいずれも重複しない4つの範囲に分け、それぞれの範囲において、EGRクーラの冷却性能と圧力損失の大きさの両方を考慮した指数であるEGRガス密度 ρ に着目し、 ρ 比

を99%以上にするセグメント長さ L の最適範囲を特定したものであると認められるから、前記各条件は、択一的な数値限定であるといえる。このことは、本件特許の請求項1では、前記各条件について、条件1ないし3は、それぞれ「」で区切られ、条件3と4の間には、「または」と記載されることによって、各条件が択一的なものとして関連づけられていることから明らかである。」として、明細書の記載を考慮しつつ、請求項の記載から本件発明を正確に認定し、本件発明を限定解釈するのは妥当ではない、とした。

・平成22(行ケ)10404

審決では、本件発明および引用発明の両者を上位概念化して相違点がないものとしたが、判決では、「引用発明は、ドリルを用いて上下に移動して被加工物に穴を明けるといった、単純な加工を行う穴明機の制御装置であるのに対し、本件発明においては、異なる成形金型を使用することを前提にして、種々の加工ができる、パンチプレス機の制御装置である。そして、広義の工作機械の中でも、穴明機は除去加工用機械に属するもので、パンチプレス機は塑性加工用工作機械に属するものである。引用発明に係る穴明機は、ドリルという一つの工具の上下移動のみを制御するものであり、穴明機の加工条件は、例えば工具回転数や穴明速度等のデータである（甲1、25、26）。他方、本件発明においては、パンチとダイといった成形金型をともに制御することをその本質としており、成形金型が2つあることによる制御パラメータの増大に加え、パンチ、ダイのそれぞれについて、他方との相対的な制御タイミングを制御パラメータとして規定する必要がある。」として、本件発明および引用発明の目的を考慮しつつ、両者が技術的思想として異なるものと解釈した。

・平成24(行ケ)10038

審決では、『図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する書庫』に関しては、その構成として、請求人が主張するような参考資料の図2のような構成ではなく、本件訂正発明1の図面である【図2】および【図11】に示すような構成であると解するのが自然である。そして、このような構成を採用することにより、全文訂正明細書の段落【0089】に記載された『書庫内における図書の収容効率

を向上させる』という効果を奏するとしたのに対し、判決では、「参考資料の図2は、コンテナ内の図書の収容の仕方について説明した図であり、「書庫」の構成を示した図ではないから、「書庫」が、参考資料の図2のような構成を取り得るものではない」、「本件特許公報の【図2】は、コンテナの構成及びコンテナ内の図書の収容について説明した図であり、「書庫」の構成を示した図ではないから、「書庫」が、【図2】に示すような構成であると解するのは困難である」、「収容効率の向上をいうのであれば、「図書の寸法にそれぞれ対応する幅及び高さを有する棚領域」、「及びこれに対応するコンテナ」と特定する構成の方が、より明確であったといえる」、とした。

なお、この本件発明の認定の誤りについての原告主張の取消事由は、「理由がある。」とまでは判断されなかった。

3. 《引用発明の認定》については、検討結果は以下のとおりである。

引用発明の認定	判決（事件番号）
無効成立（進歩性無）⇒取消（進歩性有）	平成 19（行ケ）10367
	平成 20（行ケ）10098
	平成 20（行ケ）10099
	平成 20（行ケ）10214
	平成 20（行ケ）10259
	平成 20（行ケ）10297
	平成 20（行ケ）10345
	平成 20（行ケ）10396
	平成 22（行ケ）10162
	平成 23（行ケ）10130
無効不成立（進歩性有）⇒取消（進歩性無）	平成 19（行ケ）10255
	平成 20（行ケ）10002
	平成 21（行ケ）10136
	平成 21（行ケ）10253
	平成 21（行ケ）10353
	平成 22（行ケ）10024
	平成 22（行ケ）10271
	平成 22（行ケ）10131
	平成 23（行ケ）10445
	平成 24（行ケ）10082

●全体から抽出できる傾向

特許庁では、引用文献の記載のうち、特に構成に関する記載に着目して引用発明を広く（請求不成立では狭く）認定する傾向にある。

一方、裁判所では、引用文献の明細書等の全体の記載（意義、作用、課題等）を考慮して引用発明を狭く（請求不成立の取消では広く）認定する傾向にある。

●傾向に沿った判断をした事案

(1) 無効成立（進歩性無）⇒取消（進歩性有）

・平成 19（行ケ）10367

（発明の内容）特許第 3690864 号

光触媒を基体に担持固定してなる光触媒体の製造法であって、光触媒とアモルファス型過酸化チタンゾルとを混合し、コーティングした後、80℃以下で乾燥させ、固化させて得たことを特徴とする光触媒体の製造法。

（審決及び判決の内容）

審決は、「本件特許発明1の「アモルファス型過酸化チタンゾル」と甲第1発明の「ペルオキシポリチタン酸」とは異なる物質であるという原告ら（被請求人）の主張に対し、甲3公報の記載を参酌した上で、「甲第1号証の『ペルオキシポリチタン酸』は、アナターゼ型の結晶が生成するか否かの状態であり、言い換えれば、大部分がアモルファス型の状態であると云え、本件特許発明1の『アモルファス型』に相当する。」（審決書20頁1行～4行）と説示して、「甲3公報の記載から、「80℃以上では、チタニアの超微粒子が生成した液体に変性し、80℃以下では十分なチタニアの結晶が進まないことと、基板に塗布した後、乾燥しただけ、熱処理したとしても100℃であれば、無定型であり、200℃に熱処理するとアナターゼ型になることがわかる」（審決書19頁30行～33行）とし、このことにかんがみながら甲1公報の記載をみると、「甲第1号証の『ペルオキシポリチタン酸液』は、アナターゼ型の結晶が生成するか否かの状態であり、言い換えれば、大部分がアモルファス型の状態であると云え、本件特許発明1の『アモルファス型』に相当する」（審決書20頁1行～4行）と」認定判断した。

判決は、「甲1調製方法と本件調製方法とを対比すると、審決が指摘したとおり（前記ア④）、両者は、四塩化チタン水溶液に水酸化アンモニウム溶液で中和後、pH調整している点と、過酸化水素水を添加した後の処理の点で相違するが、上記の相違を除けば、ほぼ共通する製造工程を経ていることから、その結晶状態はともかく、いずれにおいても過酸化チタンゾルが生成されていると考えられる。しかし、甲1調製方法と本件調製方法とは、上記のとおり、その具体的な製造条件を異にするものであって、当該相違が存在するにもかかわらず、その結晶状態を含めて、全く同一の

生成物が得られることを認めるに足りる証拠は、本件記録に照らし、これを見出すことができない。すなわち、甲1調製方法により得られる「ペルオキシポリチタン酸」は、アナターゼ型酸化チタンに変化する前の物質である点において、本件調製方法により得られた「アモルファス型過酸化チタンゾル」と共通するが、その結晶構造については、「アナターゼ結晶」と同一ではないが、X線回折法により「アナターゼ結晶に類似した結晶構造」ないし「アナターゼ類似結晶」を示すことが理解されるにとどまり、直ちに「アモルファスの状態」であると認めることはできないし、仮に「アモルファス状態」のものが混在するとしても、それが大部分を占めると認めることは困難である。したがって、甲第1発明における「ペルオキシポリチタン酸液」が、本件特許発明1の「アモルファス型過酸化チタンゾル」に相当するということができない。

甲3公報に係る特許出願は、甲1公報に係る特許出願の公開前に出願されたものであって、同出願とは発明者及び出願人を異にするものである上、甲3公報に記載された製造方法は新たに開発したものであるとされており（段落【0008】参照）、その具体的な条件（段落【0015】参照）も甲1調製方法と同一ではなく、過酸化水素水の添加後の温度条件も明らかでないから、甲3公報の記載は甲1調製方法の追試に係るものとは認められない。・・・なお、付言するに、当裁判所は、甲第1発明の「ペルオキシポリチタン酸」が「アモルファス型過酸化チタンゾル」であるか否かを判断するに当たり、甲1公報にいう「アナターゼ結晶に類似する結晶構造」ないし「アナターゼ類似結晶」の技術的意義の検討が重要であると解されることから、当事者双方に対し、技術水準や実験に関する書証の提出を促し・・・とした。

・平成20(行ケ)10098

(発明の内容) 特許第2948055号

基板の端縁に溶剤を吐出して不要薄膜を溶解する基板端縁洗浄装置において、溶剤ノズルを基板の端縁を挟んで上下両方に設け、排気管の開口端を基板保持手段に保持された基板の端縁よりも中央側に突出させるとともに、基板に対して非接触状態で基板の中央側に向けて開放することにより、基板端縁の上下に突出した上側部分と下側部分を設け、この突出した上側部分と下側部分にそれぞれ前記溶剤ノズルを差し込むこと

により、前記溶剤ノズルの吐出端を、前記排気管の開口端よりも内奥側に位置する状態で設けたことを特徴とする基板端縁洗浄装置。

(審決及び判決の内容)

審決は、「上記1に認定した甲第1号証記載の周辺レジスト除去装置の構成を前提として、同装置の「ウエハ3周辺部のレジスト液5膜の表面層を除去するための、ウエハ3周辺部外側方向にレジスト膜の溶剤を吸引する手段」と、「ウエハ3周辺部外側方向に現像液が流れるように吸引する手段」とからなる吸引排気手段が本件発明1の「排気管」に相当するとし、その具体的な構成として、本件コ字状部材の上側部分と下側部分とを連結する部分がウエハ3の中心側方向に開口する「排気管」となっていると見られるから、本件コ字状部材が、本件発明1の「上側部分と下側部分」を設けた「排気管」に当たると認定し、また、本件コ字状部材の「上側部分」には、これを貫通して溶剤ノズルの吐出端が設置されている」と認定している。

判決は、「上記(1)、(2)で検討したところからすれば、周辺露光機9が設けられた本件コ字状部材は、甲第1号証記載の周辺レジスト除去装置の吸引排気手段の一部を構成するものではなく、ウエハの位置認識・露光機の位置合わせ機構であるから、本件コ字状部材の上側部分と下側部分とを連結している部分が、ウエハ3の中心側方向に開口する『排気管』となっているとする審決の認定は誤りである。

また、前記1(1)の記載に照らせば、甲第1号証の第1図のスピチャック2を有し溶剤を吐出してレジストを除去する装置と、第5図のチャック8を有し露光後に現像液を流す装置とは、別の装置であると認められ、このことに、甲第1号証には、溶剤ノズルと本件コ字状部材との関係についての説明が一切ないことを併せ考慮すれば、溶剤ノズルの吐出端が本件コ字状部材の上側部分を貫通して設置されていると認めることはできない。

そうすると、甲第1号証には、上側部分と下側部分とを有する排気管も排気管の開口部の上側部分に、周辺除去用の溶剤のノズル6を設けることも全く開示されていないこととなるから、審決が、本件発明1と甲第1号証記載の発明との一致点を、「・・・基板端縁洗浄装置において、前記溶剤ノズルを設け、前記排気管の開口端を開放することにより、基板端縁の上下に突

出した上側部分と下側部分を設け、この突出した上側部分に前記溶剤ノズルの吐出端を設けた基板端縁洗浄装置」と認定したことは、誤りである。」と判断した。

・平成 20(行ケ)10099

(発明の内容) 特許第 2708337 号

角型基板の端縁の不要薄膜を溶解する溶剤吐出手段を備えた基板端縁洗浄装置であって、溶剤吐出手段に、・・・前記溶剤吐出手段を前記角型基板の端縁に沿って相対的に移動する移動手段と、前記溶剤吐出手段を角型基板の大きさに応じて、その端縁に沿って直線的に移動できる位置に変位できるように、溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する位置調整手段とを備え、前記移動手段は・・・移動台を備え、前記位置調整手段は、前記移動台に設けられたガイドに沿って角型基板に対して遠近する方向に移動可能な支持部材を備え、前記溶剤吐出手段は前記支持部材に取り付けられていることを特徴とする基板端縁洗浄装置。

(審決及び判決の内容)

審決は、「(オ)本件発明 1 と引用発明 1 とは、『表面に薄膜が形成された角型基板を載置保持する基板保持手段と、その基板保持手段によって保持された前記角型基板の端縁の表裏両面の少なくともいずれか一方に溶剤を吐出して不要薄膜を溶解する溶剤吐出手段とを備えた基板端縁洗浄装置において、前記溶剤吐出手段に、前記角型基板の端縁に沿った複数の吐出口を備えさせるとともに、前記溶剤吐出手段を前記角型基板の端縁に沿って相対的に移動する移動手段と、前記溶剤吐出手段を角型基板の大きさに応じて、その端縁に沿って直線的に移動できる位置に変位できるように、溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する位置調整手段とを備える基板端縁洗浄装置』である点で一致 (18 頁 4 行～19 頁 14 行) する。」と判断した。

判決は、「ア上記(3)～(5)のとおり、甲 1 には、大きさの異なる角型基板を偏向保持することは記載されておらず、角型基板の各辺が固定テーブル 12 の各辺に実質的に平行となるように載置することのみが記載されているといえる。

イそこで、甲 1 において、角型基板の各辺が固定テーブル 12 の各辺に実質的に平行となるように載置する場合、審決が認定した本件発明 1 と引用発明 1 の一致

点中で挙示する、「前記溶剤吐出手段を角型基板の大きさに応じて、その端縁に沿って直線的に移動できる位置に変位できるように、溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する位置調整手段」としては、エアシリンダ 20 の作動方向（シリンダロッド 20a の往復動方向）を角型基板の辺と平行に維持したまま、角型基板の大きさに応じて、エアシリンダ 20 を角型基板の端縁に対して遠近変位する機構が必要であると認められるが、甲 1 には、エアシリンダ 20 を水平面内回転可能とする機構のみが記載され、エアシリンダ 20 の作動方向を角型基板の辺と平行に維持したまま、エアシリンダ 20 を角型基板の端縁に対して遠近変位する機構については、何ら記載されていない。

ウしたがって、甲 1 は、「溶剤吐出手段を角型基板の大きさに応じて、その端縁に沿って直線的に移動できる位置に変位できるように、溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する」構成を開示していない。

(7) 小括

以上によれば、甲 1 には、審決が前提とする角型基板の偏向保持が記載されていることが認められず、また、角型基板の大きさに応じて、溶剤吐出手段を基板の端縁に沿って移動できるように調整する手段が開示されていることも認められない。

したがって、甲 1 には、本件発明 1 の特定事項である「前記溶剤吐出手段を角型基板の大きさに応じて、その端縁に沿って直線的に移動できる位置に変位できるように、溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する位置調整手段」が、実質的に記載されているということはできないから、審決が、上記位置調整手段を本件発明 1 と引用発明 1 との一致点、本件発明 1 を引用する本件発明 2 と引用発明 1 との一致点及び本件発明 2 を引用する本件発明 3 と引用発明 1 との一致点としてそれぞれ認定したことは、誤りといわざるを得ない。」と判断した。

なお、判決では、以下のことが説示されている。「ウところで、大きさの異なる角型基板の偏向保持は、甲 1 に明示的に記載されていないところ、それにもかかわらず、この保持形態が甲 1 に実質的に記載されていると認定することができるのは、これが、甲 1 の記載を総合してみることによって認められる場合又は当業者にとって周知技術又は技術常識といえる事項を補って認められる場合である。

しかしながら、審決は、「引用発明1の前記構成によれば」とし、甲1の記載の内容のみから、大きさの異なる角型基板の偏向保持とそれに対するクリーニングヘッドの変位が可能であると結論付けており、このような角型基板の保持形態が、当業者にとって周知技術又は技術常識といえる事項を補って認められるものであることは何ら示していない。そして、甲1の記載を総合してみても、大きさの異なる角型基板の偏向保持について記載されているとは認められない。

なお、審判手続ないし当審において証拠として提出された書証によっても、偏向保持が当該技術分野の周知技術又は技術常識であると認めることはできず、大きさの異なる角型基板の偏向保持が甲1に実質的に記載されているとの審決の認定を首肯することはできない。」

・平成20(行ケ)10214

(発明の内容) 特許第3231553号

誘導電動機に電力を供給するインバータを電圧指令に基づいて制御する制御装置の制御定数を、前記制御装置の前記電圧指令を出力するコンピュータにより設定する方法において、次のステップを有することを特徴とするインバータ制御装置の制御定数設定方法。

(a) 前記電圧指令および前記誘導電動機の周波数指令の所定値を設定するステップ、

(b) 無負荷状態において、前記所定値に基づいて前記インバータから出力される交流電圧を前記誘導電動機に印加することにより、前記誘導電動機を回転させるステップ、

(c) 前記回転している誘導電動機に流れる電流を検出するステップ、

(d) 前記所定値に設定された電圧指令、前記所定値に設定された周波数指令、および前記検出された電流に基づいて、前記コンピュータにより、前記誘導電動機の1次インダクタンスと関係する、前記制御装置の制御定数を設定するステップ。

(e) 前記(b)のステップにおいて、周波数指令および電圧指令を前記設定した所定値まで徐々に且つ一定レートにて増加させて、前記誘導電動機を回転させるステップ。

(審決及び判決の内容)

審決では、「引用発明の内容として、無負荷状態にお

いて誘導電動機を回転させるステップ（ステップ(b)の前に、「(a) 前記電圧指令および前記誘導電動機の周波数指令に定格値を設定するステップ」（18頁8行～9行）を備える」ものと認定した。

判決では、「引用発明は、・・・との知見のもとに、ベクトル制御インバータにおいてこれらを自動測定・設定するオートチューニング方式に関するものである(2-⑤, 5-①)。当初、インバータを回転停止させた状態で励磁電流 I_m をステップ変化させた場合の電圧検出信号から上記L1, T2を測定したが精度に問題があり、積分演算が必要で複雑であることから、これを克服するための方法を提供しようとするものである。」として、発明の課題に着目し、「引用発明においては、適宜（任意）の値として電圧指令の初期値 I_m を設定し、その後、ベクトル制御運転を行うことにより、自動的に I_m が無負荷運転時の定格電流となるよう調整される。これによれば、電圧指令値 I_m はベクトル制御運転により次第に定格電流に収束していくものであり、その定格電流は、駆動する誘導電動機の励磁インダクタンスL1によって異なるものであって、無負荷定常回転となった最終的な電圧指令値 I_m の具体的な数値は、誘導電動機の回転前には知り得ない。したがって、引用発明では、誘導電動機の回転前に予め電圧指令値 I_m を定格電流となるよう設定したものではない。」とした。

・平成20(行ケ)10259

(発明の内容) 特許第3319592号

移動する被処理物中に含まれる会合分子の磁気処理のための装置であって、通電により磁束を形成するコイルを被処理物が流れる管路の外周に2重に巻き付け、一方のコイルを駆動する電気回路と他の一方のコイルを駆動する電気回路を制御することによって被処理物に作用する磁束方向を変化させることを特徴とする会合分子の磁気処理のための電磁処理装置。

(審決及び判決の内容)

審決では、「引用刊行物中から摘記した記載事項（以下「摘記事項」という。）(お)の「巻き方向が同じ複数のコイルも使用可能であり、」との記載から、「そもそも、その装置について発明の開示の範囲内で複数のコイルの使用の態様について、多くの応用と変形がなされるものであり、そして、2つの通電により磁束を

形成するコイルを装置に取り付ける使用の態様の一つとして、『巻き方向が同じ複数のコイル』を『2重に巻き付ける態様』を適宜に設計できることが示唆されているものである。』とした上、摘記事項(う)（「なお、複数のコイル5を接続するための複数の信号出力端をドライバ段11に設けることができる、ということは明白である。」）の記載から、「1つのドライバ段に2つのコイルと2つの信号出力端を設置する実施の態様が示唆されているものであるから、1つのドライバ段という限られたスペースに2つのコイルと2つの信号出力端を設置するという課題が示唆されている」とし、『巻き方向が同じ複数のコイル』を『2重に巻き付ける態様』は、格別の意味を有しないもの」であり、「このような構成を採用することは当業者が容易に想到し得ることであると判断した。

判決では、「上記①及び②の段落のうち、①は、図4に示されたものについて、被処理物の流れ方向に沿って、上流と下流に距離をおいて2つのコイルが配置され、その一方のコイルと他のコイルとに逆向きの磁場を発生させた場合の作用を説明するものである。そして、②は、同等の作用を発揮するような構成上のバリエーションについて記載されているものと理解することができる。つまり、摘記事項(お)の記載は、巻き方向が同じ2つのコイルを用いた場合、図4と同様に一方のコイルと他方のコイルに逆向きの磁場を発生させるためには、2つのコイルに流す電流の向きを逆にする必要があることを指摘しているにすぎないというべきであって、同記載が「巻き方向が同じ複数のコイル」を「2重に巻き付ける態様」についてまで示唆するものであるということとはできない。」とした。

・平成20(行ケ)10297

(発明の内容) 特許第3762882号

インターネットよりなるコンピュータネットワークを介したクライアントからサーバーシステムへの情報ページに対するアクセスを提供する方法であって、前記クライアントにおいて単一の目標URLに対応する記述子を提供する段階と、ディレクトリサーバーが、前記記述子を前記ディレクトリサーバーに存在する翻訳データベースを用いて前記URLにマッピングする段階と、前記ディレクトリサーバーが、REDIRECTコマンド中の前記URLを前記クライアントに返送する段階と、前記クライアントに前記URLを用いて情

報を自動的に要求させる段階と、前記URLにより識別されたページを前記クライアント側で表示する段階とを備えた情報ページに対するアクセス方法。

(審決及び判決の内容)

審決では、「相違点2について判断するに当たって、本件発明1の「REDIRECT コマンド」とは、サーバーからクライアントに送信され、クライアントが前記サーバーとは別のサーバーへ自動的に送信する命令のことであると認定する一方、引用発明の「リダイレクト」も「フラグシップ・ホストがクライアントに対して、そのパケットをサーバー・ホストにリダイレクトする必要があると知らせるものであるから、本件発明の「REDIRECT コマンド」と引用発明の「リダイレクト」とは、REDIRECTに関する命令である点で共通すると説示した上、引用発明において、イエローページ・サービスがクライアントにサービスを提供するサーバーのアドレスを送信し、その後クライアントが前記サービスを提供するサーバーにアクセスしてサービスを実行する場合に、リダイレクトを採用すること及びその際にアクセスを自動的に行うことに格別の困難性はないとした。」とした。判決では、「引用例には、「イエローページ・サービス」が開示されるとともに、「インターネットの至る所」からのクライアントが「イエローページ・サービス」を含むローカルエリア・ネットワーク内のサーバーが提供するサービスを利用することができるようにするために、フラグシップ・ホストによってクライアントから送信されたパケットを転送して、ローカルエリア・ネットワーク内のサーバーにアクセスする方法の技術が開示されている。そして、「インターネットの至る所」からのクライアントは、フラグシップ・ホストに対して、ローカルエリア・ネットワーク内においてイエローページ・サービスを利用する場合のように特定の属性のセットを満足するサーバーを要求することはできないとされているから、引用例におけるフラグシップ・ホストとイエローページ・サーバーを同視することができないことは明らかである。他方、フラグシップ・ホストは、「インターネットの至る所」からのクライアントが求めるサービスを提供するローカルエリア・ネットワーク内の複数のサーバーの中から、負荷が一定レベル以下のものを選択してクライアントのアクセスを確立するために、イエローページ・サーバーに負荷の状況を定期

的に問い合わせ、テーブルを更新するという機能を有するものである。引用例においては、以上のような転送メカニズムによるアクセスの方法を前提として、プロトコルを、「フラグシップ・ホストが、クライアントに対して、そのパケットをサーバー・ホストにリダイレクトする」ように修正することができるとしているのであり、このことは、プロトコルを修正することによって、例えば、「インターネットの至る所」からのクライアントがイエローページ・サービス（メール・サービス）を利用したいと考えて、パケットを送信することによりイエローページ・サーバー（メール・サーバー）へのアクセスを要求した場合（ただし、上記のとおり、特定の属性のセットを満足するサーバーを要求することはできない。）、これを受け取ったフラグシップ・ホストが、パケットを特定のイエローページ・サーバー（メール・サーバー）に転送する代わりに、負荷の低いイエローページ・サーバー（メール・サーバー）のアドレスを指定して、直接アクセスするように命令するようになることを意味している。そうすると、引用発明における「リダイレクト」は、引用例におけるアクセス方法の技術についての上記のような開示の中で理解されるべきものであって、あくまでも、ローカルエリア・ネットワーク内のサーバーが提供するイエローページ・サービスなどのサービスについて、「インターネットの至る所」からのクライアントが利用することができるようにする場合において、同ネットワーク内の負荷を調整するために、同ネットワーク内の唯一のホストであるフラグシップ・ホストによって行われるものである。」とした。

・平成 20(行ケ)10345

(発明の内容) 特許第 3806396 号

・ ・ ・ 椅子本体の両肘掛部に膨縮袋を各々配設し、且つ各膨縮袋に圧縮空気給排装置からの給排気を伝達するホースを各々連通状に介設してなる圧縮空気給排気手段を具備させた手揉機能付用施療機であって、該手揉機能付用施療機の各肘掛部は、肘幅方向外側に弧状形成された立上り壁を立設して、・ ・ ・ 前記立上り壁の内側部には膨縮袋を配設すると共に、前記肘掛部の上面に二以上の膨縮袋を重合させた膨縮袋群を配設して、前記肘掛部の上面に配設した膨縮袋群は、圧縮空気給排装置からの給気によって膨縮袋の肘幅方向の外側一端よりも内側他端が立ち上がるように配設され、

前記膨縮袋群の内側他端の立ち上がりによって肘掛部上面の肘幅方向内側の先端部を隆起させて肘掛部上に人体手部を安定的に保持させて、立上り壁内側部に配設された膨縮袋と肘掛部の上面に配設された膨縮袋群とを対設させた膨縮袋間で人体手部に空圧施療を付与させるようにした事を特徴とする手揉機能付施療機。

(審決及び判決の内容)

審決は、「相違点 2 について、「膨縮袋を二以上の膨縮袋を重合させた膨縮袋群とし、圧縮空気給排装置からの給気によって膨縮袋の幅方向の一端よりも他端が立ち上がるように配設され、膨縮袋群の他端の立ち上がりによって他端側の先端部を隆起させて被施療部を安定的に保持させること」が、周知事項である」とした。

判決は、「エ上記各記載によれば、周知例 1 ないし 3 においては、いずれも膨縮袋により手又は足の両側から挟持して空圧施療するために膨縮させる事項が開示されている。しかし、各周知例は、いずれも、肘掛部上面に形成された膨縮袋群は、内側他端の立ち上がりによって肘掛部上面の肘幅方向内側の先端部を隆起させて肘掛部上に人体手部を安定的に保持させるとの構成は示されていない。」と判断した。

・平成 20(行ケ)10396

(発明の内容) 特許第 1014604 号

表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を原料とし、該壁紙を細かく破碎し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片と、繊維状吸水材又は粉粒状吸水材とを組成材とする粗粒状体から成り、該粗粒状体中の塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有することを特徴とする排泄物処理材。

(審決及び判決の内容)

審決では、「本件発明 1 は、粗粒状体が「壁紙を細かく破碎し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片を組成材とする」のに対し、甲第 1 号証発明は、粒体が「粉砕物を含む」するものであり、かかる「粉砕物」につ

いて、表面に凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片であることの特定がない」と認定したが、判決では、「本件発明1, 2は、排泄物処理材の大幅なコストダウンを達成し、省資源に資するものであるほか、上記壁紙を細かく破砕した塩化ビニール片の凹凸面が対面して通水路を形成し、その通水路内に上記凹凸によって繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を確実に保持するとともに、排尿は上記通水路内に誘引されつつ通水路内の繊維状吸水材又は粉粒状吸水材と凹凸に捕捉される、というものであると認められる。・・・本件発明1における「破砕片」は、表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を細かく破砕したものであって、表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有し、塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有するものであるから、シート形態を残存するものである。・・・一方、前記3(2)のとおり、甲第1号証発明は「3mm以下の粒度の表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材の粉砕物」を含むものであるが、証拠（牛乳パックの外観写真と拡大断面写真[甲29]、技術説明資料[甲35]）及び弁論の全趣旨によれば、表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙である紙製牛乳パックを、破砕機で3mm以下に粉砕した粉砕物は、紙の部分がプラスチックフィルムの部分よりもはるかに厚いため、短繊維状に離解されて、シート原形を留めない粉末状又は綿状のものになり、シート形態を残存しないものと認められる。そうすると、甲第1号証発明における「粉砕物」は、仮にシート形態を残存したものがあつたとしても、本件発明1における「破砕片」と甲第1号証発明における「粉砕物」とは、表面が平滑であるか、凹凸があるかという点に違いがあるということができる。・・・判決は、＜相違点2＞として・・・と認定し、＜相違点3＞として・・・と認定しているが、上記(1)(2)で述べたところからすると、単に特定がないということにとどまらず、上記(1)(2)認定のような形状の違いがあることを認定すべきであつたということができる。」

・平成22(行ケ)10162

(発明の内容) 特許第4155708号

圧搾空気が封入された球形中空体の弾性チューブと、該チューブ表面全面に形成された補強層と、該補強層上に直接またはカバーゴム層を介して接着された複数枚の皮革パネルとを備えた球技用ボールにおいて、前記皮革パネルは、その周縁部が前記弾性チューブ側に折り曲げられる折り曲げ部を有し、前記皮革パネルの折り曲げ部にて囲まれた前記皮革パネルの裏面に、厚さを調整する厚さ調整部材が接着せしめられ、前記皮革パネルの折り曲げ部に設けられる接合部において、隣接する皮革パネルと接着されてなる球技用貼りボール。

(審決及び判決の内容)

審決は、「引用発明1の「球技用貼りボール」は、「補強層(カバー)」の表面全体を覆うように複数の「皮革パネル」を貼り付けたものであって、前記「皮革パネル」は、「曲げ部」を有し、前記「皮革パネル」の「曲げ部」に「接合部」が設けられてなるものである」とし、「引用発明1の「皮革パネル」は、「皮革パネルの曲げ部」に「接合部」を有していると認定する」とした。

判決は、「引用発明1のボールは、手工業的に実現されたボール(縫いボール)の外観を有することを目的の一つとするものであって、・・・皮革片は、空気袋の側を向くように定められた面において腕部を形成するように構成され、この腕部に、柔軟で弾性を有する材料が詰め込まれることを特徴としている(甲3の2の訳文2頁14行～19行)。皮革片8は、柔軟で弾性を有する材料11で充填される一種の腕部9を形成するように構成され、各皮革片8は、空気袋1の被覆材10の全表面を覆い尽くすように、互いに突き当てられるように置かれ、成型型12から抜き出されたボールは、手工業的に実現されたボール(縫いボール)に極めて類似した表面を呈する(甲3の2の訳文3頁10行～11行、14行～15行、25行～27行)。・・・本件発明1における「接合部」は、接着するための部位であるから、一定の領域を有する「面接触」を要するものと解される。これに対し、上記2のとおり、引用発明1は、カップ状の皮革パネルの裾部分(周辺端面)のみを接触させたものであり、接触している部分は線接触であると認めるのが自然である。」とした。

・平成 23(行ケ)10130

(発明の内容) 特許第 4126000 号

多数の凸部が形成されたキャップフィルムと、当該キャップフィルムの一方向の面に設けられたバックフィルムと、前記キャップフィルムの他方の面に熱融着により貼り合わされることにより設けられた一層からなるライナーフィルムと、を有する三層構造を備え、内側に多数の気泡空間が形成されてなる気泡シートであって、キャップフィルムおよびバックフィルムの原材料がポリオレフィン系樹脂であり、ライナーフィルムの添加剤以外の原材料が水素化スチレン・ブタジエン系共重合体のみであり、前記バックフィルムの背面である、前記キャップフィルムと接しない面に、前記気泡空間の直径及び配置ピッチの円形の凹部を形成した気泡シート。

(審決及び判決の内容)

審決は、「刊行物 1 の図 1、2 の実施形態における熱賦活性樹脂層 11 が任意の層であることをもって、「図 5 の実施形態においても、ポリオレフィンフィルム 10 とポリオレフィンフィルム 31 とを、ポリオレフィンフィルム 10 と保護用のポリオレフィン 12 と同様に熱賦活性樹脂層 11 を介さずに直接、熱融着することについて記載されていると認められる。」(24 頁 30 行～33 行)と認定し、この認定に基づいて、引用発明 1A について、ポリオレフィンフィルム 31 と含気泡構造のポリオレフィンフィルム 10 とが直接熱融着されたものであると認定した(25 頁 6 行～7 行)。」

判決は、「刊行物 1 において、図 1、図 2 の実施態様について説明した段落【0017】には、「図 1、図 2 に示すように、ポリオレフィンフィルム 10 のポリオレフィンフィルム 31 への接着性を良好とするためにこれらの間に熱賦活性樹脂層 11 を形成してもよく、ポリオレフィンフィルム 10 の接着時に加熱して熱融着させる。」との記載がある。しかし、図 5 の実施態様について説明している段落【0025】には、「上記の方法にてポリオレフィンフィルム 31 の片面に粘着剤層 32 を形成し、このポリオレフィンフィルム 31 と、上記の含気泡構造のポリオレフィンフィルム 10 とを熱賦活性樹脂層 11 を介して熱融着させる」と明確に記載されている上、図 1、2 は、ポリオレフィンフィルム 10 の凸面ではない側にポリオレフィンフィルム 31 を接着するものであり、ポリオレフィンフィルム 10 の凸面

側にポリオレフィンフィルム 31 を接着する図 5 とは実施例を異にするものである。そうすると、図 1、2 の実施例に関する段落【0017】の上記記載のみを根拠として、図 5 の実施態様においても、熱賦活性樹脂層 11 を任意の層とし、「ポリオレフィンフィルム 10 とポリオレフィンフィルム 31 とを、ポリオレフィンフィルム 10 と保護用のポリオレフィンフィルム 12 と同様に熱賦活性樹脂層 11 を介さずに直接、熱融着することについて記載されていると認められる」とした審決の認定は誤りというべきである。」とした。

(2) 無効不成立(進歩性有)⇒取消(進歩性無)

・平成 19(行ケ)10255

(発明の内容) 特許第 2814356 号

基礎用杭を地盤に埋め込むための杭埋込装置であって、油圧式ショベル系掘削機(9)、当該油圧式ショベル系掘削機(9)のアーム先端部に取り付けてあり、振動装置(2)と杭上部に被せるための嵌合部(15)を有する埋込用アタッチメント(A)と、当該埋込用アタッチメント(A)の上記嵌合部(15)に自在継手を介して着脱可能に取り付けられる穿孔装置(4)と、を備えており、上記穿孔装置(4)は、油圧モーター(43)と、当該油圧モーター(43)により回転駆動される穿孔ロッド(44)と、を備えており、上記穿孔装置(4)と上記嵌合部(15)は、穿孔時と杭埋込時において選択的に使用されることを特徴とする、杭埋込装置。

(審決及び判決の内容)

審決では、「本件発明 1 と主引用例に記載された発明(甲 1 発明)との相違点として、「埋込用アタッチメント[杭打込み装置 5]が有する杭保持部の構成及び当該杭保持部に(穿孔装置[アースオーガ 13]を)着脱可能に取り付ける構成に関して、本件発明 1 が、杭保持部を『杭上部に被せるための嵌合部(15)』として構成し・・・ているのに対し、甲 1 発明は、杭保持部を(油圧シリンダ 11 により強固に固定する)『杭保持用のチャック 9』として構成し・・・ている点。」を認定した。

判決では、「本件発明 1 は「杭上部に被せるための嵌合部」と規定するものではあるが、「嵌合部」の形状や嵌合の状況について特段限定していないことを前提として、「嵌合」の意義について、一般的な語義に従い、「軸がくぼんだ所にかたくはまり合ったり、滑り動く

ようにゆるくはまり合ったりする関係」と解し、本件発明1の「嵌合部」とは、そのようにして軸がはまる「穴」、すなわち、「くぼんだ所」のことを意味するものと理解することができる」とした。

その上で、引用発明の明細書を詳細に検討し、「甲1発明のチャック9は嵌挿部材15を嵌挿するものであり、その嵌挿部材15は同じくチャックに装着される杭と同一形状又は杭と同様の形状を有するものであるというのであるから、杭はその上部がチャック9に嵌挿されるものであることが認められる。」と認定した。そして、「チャック9が杭上部に被せるための「くぼんだ所」を有すること及び杭上部とチャック9の「くぼんだ所」が「はまり合う」関係にあることは明らかであり、チャック9は「杭上部を被せるための嵌合部」を有すると認定して、審決による相違点の認定は誤りである」と判断した。また、「被告は、チャックと杭との関係では「嵌挿」ではなく「装着」の語が用いられていることを主張するが、上記のとおり、杭の上部がチャック9に嵌挿されることによって「装着」されるものと理解すべきであるから、被告の主張を採用することはできない。」とした。

・平成20(行ケ)10002

(発明の内容) 特許第3569522号

LCDを備え、前記LCDに異なる画像を順次表示する場合において、前記LCDに1フィールドあるいは1フレーム分の映像信号を入力する毎に、前記LCDに全画面黒表示を行わせるための全画面黒信号を入力することを特徴とする表示装置。

(審決及び判決の内容)

審決では、引例には、LCDに1フィールドあるいは1フレーム分の映像信号を入力する毎に、LCDに全画面黒表示を行わせることについて記載がないとした。

判決では、「甲第6号証記載の発明における「表示映像VD1、VD2と線状光源LL1、LL2が時間の経過とともに変化していく状態」を示した図2には、「時間区分t1では、液晶表示板(LCD)上に映像VD1を表示させるとともに、線状光源LL1を点灯させ、次の時間区分t2では、表示映像をVD2に切り替えるとともに、線状光源LL2を点灯させ、この手順をt3、t4・・・と繰り返すことにより、映像VD1と映像VD2を時分割的に切り替えて表示させることのほか、一方の映像

から他方の映像に切り替わる際に、線状光源LL1及びLL2がいずれも消灯している時間が短時間存在することが示されており、映像が時分割的に切り替わる短時間の間は、LCD表示面上に何も表示されない状態(暗状態)となることを見て取ることができる」とし、「LCD表示面上に何も表示されない状態(暗状態)となるということ、LCDが全画面黒表示となるということであるから、甲第6号証記載の発明は、表示映像が切り替わる間、線状光源LL1及びLL2のいずれをも消灯させることにより、LCDが全画面黒表示となる構成を備えているものと認められる」とした。

・平成21(行ケ)10136

(発明の内容) 特許第3979659号

底部と側面を有すると共に、該底部近傍に開口部を有する凹型のセルを有するマットフレーム内に植物育成材を設けてなる植栽マットを敷設面に複数敷き詰め、該敷き詰めた植栽マット群の外周に框を配設し、該框の被覆部を該框の側壁上端から該植栽マット群側へ突出して設け、該植栽マット群と該框の側壁間の隙間及び該植栽マット群の外周縁の上端部より該植栽マット群側の領域を該框の該被覆部で被覆することを特徴とする植栽設備。

(審決及び判決の内容)

審決では、「相違点イとして、「被覆部で被覆する」領域について、特許発明1は、植栽容器群と框の側壁間の隙間に加えて、「植栽マット群の外周縁の上端部より該植栽マット群側の領域」をも被覆するのに対し、甲2-1発明では、そのような被覆領域を有さない点。」(審決書12頁22行～25行)と認定し、実質的に相違する理由として、同相違点によって、特許発明1は、框による植栽マット群の美観を高めるという甲2-1発明にはない新たな作用効果を奏する(審決書13頁11行～19行)とした。」また、「特許発明2と甲2-1発明とは、上記相違点ア及び相違点イと同様の点で相違する外、「特許発明2は框を敷設面に固定して配設し、框で敷き詰めた植栽マット群の位置ずれを防止するものである点」(審決書13頁下から4行、3行。以下「相違点ウ」という。)において相違する」と認定した。

判決では、「甲2-1発明の目的に照らすならば、突出部5aは、プランタ3をバルコニーなどに立つ者か

ら隠れるような位置に配置されることは必須であるが、それをもって足りるのであって、プランタ3の外周縁の上端部を被覆しないことまでも必須であると解することはできない。」[甲2-1発明においても、仕切部5は床材10によってその移動が規制される結果、床面1に固定されるものであると認められ、そのため、仕切部5がプランタ3の位置ずれを防止することができるものであるといえる。そうすると、相違点ウに関し、特許発明2と甲2-1発明は相違するとはいえず、両者は位置ずれが防止される点でも同一であり、その点に相違があるとした審決の認定判断は誤りである。]とした。

・平成21(行ケ)10253

(発明の内容) 特許第4099537号

ポリエチレングリコールをゼラチンに配合して得られるハードゼラチンカプセルであって、前記ポリエチレングリコールとして#4000のポリエチレングリコールを用い、かつその含有量がゼラチンに対して3~15重量%であることを特徴とする吸水性又は吸湿性物質を充填するための非フォーム状ハードゼラチンカプセル。

(審決及び判決の内容)

審決では、「引用例2には、ゼラチン単独フィルムの耐衝撃強度の向上には、グリセリンよりも特定のポリエチレングリコールの方がよいことについて記載されているとは認められない」とした。

判決では、「引用例2の記載を要約すると、以下のとおりである。・・・ゼラチンには、固有の有用な特性が数多くあるものの、望ましくない温度及び湿度条件下で発生する重大な欠点もある。その中には、低湿度及び高温下における固体ゼラチンの大きな脆性がある。かかる脆性は、ゼラチン物質の早期破壊を招くため、固体ゼラチンの性質改質の問題、第1に、可塑性の問題は、多くの検討がされた課題であるが、未だに完全に解決されていない。そこで、・・・図18(ゼラチンフィルムの可塑剤として、グリセリン等を含む冷ゼラチンフィルムの衝撃耐性の水蒸気圧に対する依存性を測定した図)から明らかとなり、・・・これらの化合物を含むフィルムの衝撃耐性が、可塑剤を含まないゼラチンフィルムの衝撃耐性よりも低いか、あるいはせいぜい同等であった。・・・親水性ポリマーによる

ゼラチンの改質は、限定された混和性を有するゼラチンとの混合物を形成するポリエチレングリコール(PEG)を用いて研究された。図19(ゼラチンフィルムの可塑剤として、PEG-300, 3000, 40000のポリエチレングリコールを含む冷ゼラチンフィルムの衝撃耐性の水蒸気圧に対する依存性を測定した図。添加量は、PEG-300がそれぞれ0%, 5%, 10%, 20%, 30%, PEG-3000がそれぞれ0%, 1%, 3%, 5%, PEG-40000がそれぞれ0%, 0.1%, 1%である。)から明らかとなり、水蒸気圧の関数として、PEG含有ゼラチンフィルムの衝撃耐性は極大値を示す。・・・したがって、引用例2には、低湿度下($P/P_0 < 0.5 \sim 0.6$)では、可塑剤としてグリセリンを10%又は20%配合したゼラチンフィルムと比較して、可塑剤としてPEG-3000を1%, 3%又は5%配合したゼラチンフィルムの方が、耐衝撃強度が改善されることが開示されているといえる。」とした。

・平成21(行ケ)10353

(発明の内容) 特許第3748266号

成型され、表面にカビが生育するまで発酵させたチーズカードの間に香辛料を均一にはさんだ後、前記チーズカードを結着するように熟成させて、結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に一体化させ、その後、加熱することにより得られる、結着部分からのチーズの漏れがない、香辛料を内包したカンベールチーズ製品。

(審決及び判決の内容)

審決では、「甲1発明の熟成期間が「2-3週間」であることや、甲1発明の切断面において、チーズカードどうしが「ある程度溶融して結びついた」状態であることが摘記事項(1-4)から理解できることを考慮すれば、甲1発明においても、チーズカードどうしが結びつくことにより、上側のチーズと下側のチーズとが分離せず一体となった状態にあるといえる。」と判断した。

判決では、「甲1の1は、料理レシピであって、一般的な流通経路で入手できる材料を使用することを前提に記載されていると解するのが相当であるから、甲1発明において、「しっかりと硬い(まだ熟成していない)ブリーチーズ」とは、一般に流通可能な状態となった一次熟成終了後のチーズを指し、「しっかりと

硬い（まだ熟成していない）ブリーチーズ」を、「ナイフを使って、チーズの厚みを半分に切り、「トリュフをごく薄く切り、ブリーチーズの片方にのせ」、「チーズを元の形に戻し、涼しい場所に置いて熟成させる。2週間から3週間待つ。」（甲1の1）との記載における「熟成」とは、二次熟成を指すものと認めるのが相当」
 「甲1の2によれば、写真からは、結着面の外周側面をカビのマットが覆っている状態を確認することも、結着面の外周側面が「分離せずに一体となった状態」となっていることも認めることはできない。」
 「のみならず、甲1の1はレストラン又は家庭用の料理レシピであって、そこに記載されている、トリュフ入りブリーチーズは、料理した後に、市場に流通させることを念頭に置いたものではなく、適宜切り分けて、食卓に供されるものであるから、甲1発明において、熟成後、上側のチーズと下側のチーズが分離せずに一体となった状態にすることを想定していない。以上によれば、甲1発明において、トリュフ入りブリーチーズが、熟成後、「上側のチーズと下側のチーズが分離せずに一体となった状態にある」との構成が開示されているものと認定することはできない」と判断した。

・平成22(行ケ)10024

（発明の内容）特許第2896369号

表示状態が変化可能な可変表示部を含み、変動開始の条件の成立に応じて前記可変表示部に表示される識別情報の変動を開始し、識別情報の表示結果があらかじめ定められた特定の表示態様となった場合に所定の遊技価値が付与可能となる遊技機であって、遊技進行を制御する遊技制御手段が搭載された遊技制御基板と、前記遊技制御基板からの信号にもとづいて前記可変表示部の表示制御を行う表示制御手段が搭載された表示制御基板とを有し、前記表示制御基板内に、遊技制御基板と表示制御基板との間の信号について前記遊技制御基板からの信号の入力のみを可能とする信号伝達方向規制手段を実装し、前記遊技制御基板内に、遊技制御基板と表示制御基板との間の信号について前記表示制御基板への信号の出力のみを可能とする信号伝達方向規制手段を実装したことを特徴とする遊技機。

（審決及び判決の内容）

審決では、「甲3記載の発明には、信号伝達方向規制手段がメイン制御部1及びサブ制御部6各々の内部に

設けられておらず、両制御部の間の信号のすべてを伝達方向の規制の対象とするのか明らかでない」としたが、判決では、「甲3記載の発明の課題及びその解決手段によれば、一方向データ転送の対象となるのは、メイン制御部から図柄表示装置のサブ制御部へ転送される制御用のコマンドデータ（パチンコ機における遊技状況を示すステータスデータ、図柄表示装置に複数設定されている各図柄表示部に表示する図柄の種類及び表示位置を示す各データ等）であり（前記段落【0002】【0003】）、甲3には上記コマンドデータ以外のデータ転送について、明示的な記載はされていない。しかし、甲3には、「サブ制御部からメイン制御部へのデータ信号入力が禁止されるため、何等かの手段により、図柄表示装置を介してサブ制御部からメイン制御部へ不正信号の出力がなされたとしても、サブ制御部からのメイン制御部への不正信号の入力を防止することができ、したがって、入賞が成立していないにもかかわらず、入賞状態となるといったことが防止することができる。」との効果を奏することが記載されている（前記段落【0011】【0128】）。上記の効果は、サブ制御部からメイン制御部へのすべてのデータ信号入力を禁止することによりもたらされる効果であるから、甲3記載の発明においては、メイン制御部とサブ制御部の間のすべての信号経路に、メイン制御部への不正信号入力防止手段として、一方向データ転送手段が介在することを前提にしているものと解される。」とした。

・平成22(行ケ)10271

（発明の内容）特許第3542622号

洗浄可能な汚物を受け入れる衛生器具であって、前記汚物を受け入れる少なくとも一つの受容器(12)と、所定量の洗浄水を貯える貯水タンク(17)と、前記貯水タンク(17)の内部と流体連通するポンプ(18)と、ポンプ排出口(25)と前記受容器(12)とを連結する管(27)と、を有し、前記ポンプ(18)を作動させて所定時間の間に所定量の洗浄水を前記受容器(12)に送出させ、あるいは前記ポンプ(18)を作動させて少なくとも一つの他の所定時間の間に少なくとも一つの他の所定量の洗浄水を前記受容器(12)に送出させ、それにより前記衛生器具が制御されて2つの異なる洗浄サイクルを使用できるようにポンプ(18)に選択的にかつ作動的に接続された自動制御手段(80)を備え、前記制御手段(80)は前記ポンプの最後の動作後一定

の遅延時間前に前記ポンプ（18）が作動するのを防止する時間遅延手段を有している、ことを特徴とする洗浄可能な汚物を受け入れる衛生器具。

（審決及び判決の内容）

審決では、「①甲1には、S9の封水給水時間が経過する前に使用者が操作部16のスイッチを操作した場合に、ポンプの作動が防止されることは記載されておらず、封水給水時間が経過する前に使用者がスイッチを操作した場合、洗浄サイクルがリセットされることも考えられること、したがって、②本件発明1と甲1発明とは、本件発明1では、自動制御手段が「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ（18）が作動するのを防止する時間遅延手段」を有しているのに対し、甲1発明では、このような時間遅延手段を有していない点において相違すること（相違点1）」を認定した。

判決では、「甲1には、タイマの働きにより、タンクに洗浄水を再充電するため、一定時間の後れを設定し、その間、ポンプの動作を停止する技術が開示されているから、本件発明1の「前記制御手段（80）は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ（18）が作動するのを防止する時間遅延手段を有している」といえる。」と認定し、「甲1発明は、ロータックを用いた便器における、連続使用が難しいとの課題について、「内部にジェット洗浄水を貯溜するタンクと、この洗浄水ノズルから噴出させるポンプを備え、このポンプによりタンクに貯溜した洗浄水を噴射するようにしたので、給水圧力の変動を受けることなく給水圧力の低い地域でも連続的に汚物等を排出するために必要な洗浄水を便器へ供給することができ」とするもの」とした。

・平成22(行ケ)10131

（発明の内容）特許第4217539号

クランプ本体と、このクランプ本体に進退可能に装着された出力ロッドと、出力ロッドを進出側と退入側の少なくとも一方に駆動する油圧シリンダとを有するクランプ装置において、前記クランプ本体は、油圧給排用の油圧ポートと、前記油圧ポートおよび前記油圧シリンダに接続された油圧給排用の油路と、この油路を流れる油圧の流量を調節可能な流量調整弁とを有し、前記流量調整弁は、前記油路の途中部に形成され

た弁孔と、この弁孔に少なくとも部分的に挿入される弁体部を有し、この弁体部が弁孔に接近／離隔する方向にクランプ本体に相対移動可能に設けられ弁体部と弁孔との間の隙間を調節可能な弁部材とを備え、前記クランプ本体に設けられた装着穴に固定された弁ケースに、前記弁部材が前記出力ロッドの長手方向と交差する方向に螺着され、前記弁部材は、この弁部材をクランプ本体に対して前記接近／離隔方向に相対移動させる為の操作部を有し、前記油路は、前記油圧ポートと前記装着穴とを接続する第1油路と、前記油圧シリンダの油室に連なる第2油路とを含み、前記弁部材は、前記弁体部と弁孔との間の隙間をバイパスするバイパス流路と、このバイパス流路を一方にのみ閉止する逆止弁をさらに有する、ことを特徴とするクランプ装置。

（審決及び判決の内容）

副引例に記載された逆止弁と絞り弁のユニット6について、審決では、「1）ピストンロッド8の作動領域に亘って作動するものでなく、クッション部材13が、空所10内に侵入することによって作動する点、2）ピストンロッド8の作動速度を制御するのではなく、ストロークエンドにおけるピストン3のクッション作用を生じさせるものである点、において、クランプシリンダに周知に用いられている流量制御弁とは、機能が異なるものである。」とした。

判決では、甲32発明の解決課題とされるピストン3のクッション作用は、ピストンロッド8に設けられたクッション部材13の動作によって、ストロークエンドで流体が流れる通路が通路26に切り換えられ、その後、通路26を流れる流体の流量を、逆止弁と絞り弁とが結合されたユニット6が調整することによって達成されるものと認められる。そして、ユニット6は、ピストンロッド8の作動の全領域に亘って作動するものでないが、流体の流路が通路26に切り換えられた後に、クッション部材13の動作とは関係なく、一方においては逆止弁が閉じた状態で絞り弁により流量を調整する一方、他方向においては逆止弁が開いて自由流れを許容するという、一般的な絞り弁としての機能を果たしているものであり、その限りにおいて、甲1及び2に開示された周知の流量調整弁と機能的に何ら相違しないものと解される」とした。

・平成 23(行ケ)10445

(発明の内容) 特許第 3296564 号

CuK α 放射線を使用して 2 分の粉碎後に測定した、 2θ 、 d - 面間隔、および $> 20\%$ の強度の相対強度によって表示された所定の X - 線粉末回折パターンを特徴とする結晶性形態 I のアトルバスタチン水和物。

(審決及び判決の内容)

審決では、引用例の実施例 10 において、「…再結晶を行うことができる。」と記載されている点について、本来「再沈殿」又は「再析出」と記載すべきところ、当該分野でしばしば行われるように、「再結晶」と誤って記載したにすぎないとして、引用例には、何らかのアトルバスタチンの結晶体が得られることが開示されていないとした。

判決では、引用例の他の実施例でも、具体的な実験手順が記載されており、固体物質を意味する技術用語として、「結晶」「結晶性生成物」「粗製物質」「残留物」「反応混合物」「粗製生成物」「泡状物」「純粋物質」「白色固形物」等の用語が用いられている。このうち、実施例 1 において、「再結晶」という用語が用いられているが、同実施例では、初期反応で得られた物質を「反応混合物」、粗製の段階の生成物を「淡茶色の結晶性生成物」と記載し、それを「再結晶」して生成物 1B を、さらに「再結晶」して生成物 1C を得た上で、生成物 1B と 1C とを合一した後、「再結晶」して生成物 1F を得るものとされているが、生成物 1F の融点が狭い温度範囲（229～230℃）であると記載されていることからすると、生成物 1F は、「結晶」であるということができる。したがって、実施例 1 においても、「再結晶」という用語は技術的に正確に用いられているものというべきである。その他の実施例についても同様である。以上によれば、引用例における「再結晶」の用語が、「再沈殿」又は「再析出」の誤用であると認めることはできず、引用例に記載された発明において得られたアトルバスタチンが結晶形態であると認定しなかった本件審決の認定は誤りであるとした。

・平成 23(行ケ)10147 等

(発明の内容) 特許第 3973280 号

ピオグリタゾンまたはその薬理的に許容しうる塩と、ビグアナイド剤とを組み合わせる、糖尿病または糖尿病性合併症の予防・治療用医薬。

(審決及び判決の内容)

審決では、引用例 1 ないし 4 から、「ピオグリタゾン、又はグリメピリドのいずれか 1 つを有効成分とする糖尿病治療用医薬」を引用発明として認定した。

判決では、引用例 3 の図 3 に接した当業者は、本件優先権主張日当時の技術常識に基づき、当該図 3 にいう前記「併用」との文言が NIDDM 患者に対するピオグリタゾンとグリメピリドとの併用投与という構成を示すものであって、当該「併用」との書込みのある長方形から 1 本の矢印が「血糖良好」との書込みのある長円形に向かって伸びていることを、これらの薬剤がそれぞれ有する別個の作用機序により血糖値の降下という作用効果が発現することを示すものであると認識したものと認められ、「さらに、引用例 3 の図 3 は、「将来の NIDDM 薬物療法のあり方」と題するものであるから、そこに記載のピオグリタゾンは、その薬理的に許容し得る塩を当然包含するものと解されるとともに、前記「併用」の効果が「血糖良好」と記載されていること及び当該図 3 に関する引用例 3 の記載（前記 1(3)ウ(エ))から、当該図 3 に記載されているものは、糖尿病又は糖尿病性合併症の予防・治療薬であると優に認められるところである」とし、「引用例 3 の図 3 には、「ピオグリタゾン又はその薬理的に許容し得る塩と、グリメピリドとを組み合わせる、糖尿病又は糖尿病性合併症の予防・治療薬」という発明が記載されているものと認められ」と判断した。

・平成 24(行ケ)10082

(発明の内容) 特許第 3138613 号

裏側の空間内の気体圧力によって弾性変形するレーザビーム反射部材を備え、前記空間には流体供給手段と流体排出手段とが連通されており、流体供給手段から供給された気体は、流体排出手段から排出されるように構成されているレーザ加工装置。

(審決及び判決の内容)

審決では、「本件発明と甲 1 発明との相違点 3 として、本件発明では、「流体排出経路を通過した気体は流体排出手段より外部に排出され(る)」のに対して、甲 1 発明は、流体排出経路を通過した流体は流体管 14 とは別体の流体管より外部に排出されていない点」を認定している。

判決では、「本件発明に係る特許請求の範囲には、

「前記反射部材支持部の空間から気体を排出する流体排出手段とを備え、前記空間は流体供給経路及びこの流体供給経路と別体の流体排出経路を除き密閉構造とし、前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され、」と記載されている。同構成中の「流体排出手段」とは、気体を「反射部材支持部の空間」の外部へ排出するための手段を指す。そうすると、本件発明の「前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され」とは、「流体排出経路を通過した気体が、反射部材支持部の空間の外部へ排出されること」を意味し、「外部に排出」とは、「反射部材支持部の空間の外部へ排出されること」を意味することは、特許請求の範囲の文言上明らかであって、それ以外の格別の限定はない。本件明細書の記載にも、同様に、「外部に排出」とは、反射部材支持部の空間の外部へ排出されることが示されている。他方、甲1発明においても、鏡面12を有する金属円板と鏡ケース13とにより形成された密閉空間内から、当該空間内に接続された流体管14とは別体の流体管により圧力水が排出されている。

本件発明と甲1発明とは、いずれも「外部に排出」されており、相違点3に係る相違はない。したがって、「本件発明は、『流体排出経路を通過した気体は流体排出手段より外部に排出される』のに対して、甲1発明において、流体排出経路を通過した流体は流体管14とは別体の流体管より外部に排出されていない点」を相違点とした審決の認定は、誤りがある。」とした。

●参考の事案

・平成20(行ケ)10196

審決では、甲1公報の実施例記載のジアミン成分の一部を、甲1公報の実施の形態に例示されたジアミン成分に置換できるとしたのに対し、判決では、甲1公報で例示されたジアミンは、甲1発明の課題を解決するためのポリイミド樹脂に係るモノマー組成としては置換可能であるとしても、本件発明のジアミンに係るモノマー組成として置換可能であるか否かは甲1公報の開示するところではなく、審決がこれを置換可能とした根拠は不明といわざるを得ないと判断した。

・平成21(行ケ)10112

審決では、「カーボネート基及びカルボン酸ハライド基」を上位概念である「カルボニル基」と広く認定したのに対し、判決では、引用例の記載に即して

「カーボネート基及びカルボン酸ハライド基」と解釈すべきと判断した。

・平成22(行ケ)10133

審決は、引用発明を認定せずに、本件発明の構成C、D、Eが引用文献に記載されていないことを根拠に容易に発明できたものとはいえないと判断し、他の構成の容易想到性の判断はしていなかったのに対し、判決は、引用発明を認定し、本件発明と引用発明との相違点を認定し、構成A、Bに関する相違点の容易想到性判断も含めて、引用発明との対比における本件発明の容易想到性の有無についての審決の判断に誤りがあるか否かを判断した。

・平成23(行ケ)10186

審決では、公用物件に記載された事項が本件発明の発明特定事項に一致すると認定するためには、『 $\Delta\sigma$ 』の値が変化するものではないことを証明することが必要であり、一般的に残留応力は時間の変化に応じて変わるものであることは技術常識といえるものと判断した事項に関し、判決では、証拠に基づき、暴露試験時において公用物件がJIS規格に定められた性能を満たす状態であったとすることができるし、かつ、時間の経過や推奨された方法ではない保管方法により応力緩和が進み $\Delta\sigma$ の値が大きくなることはあっても小さくなるとは考えがたく、当該事項は本件発明の発明特定事項と一致するものと推認できると判断した。

・平成23(行ケ)10191

裁判所は、「一般に、審決が、「本件訂正発明が甲1に記載された発明に基づいて容易に想到することができたか否か」を審理の対象とする場合、①引用例（甲1）から、引用発明（甲1に記載された発明）の内容の認定をし、②本件訂正発明と甲1記載の発明との一致点及び相違点の認定をした上で、③これらに基づいて、本件訂正発明の相違点に係る構成について、他の先行技術等を適用することによって、本件訂正発明1に到達することが容易であったか否か等を判断することが不可欠」「特に、本件においては、引用例の記載事項のいかなる部分を取捨・選択して、引用発明（甲1に記載された発明）を認定するかの過程は、引用発明として認定した結果が、本件訂正発明と引用発明との相違点の有無、技術的内容を大きく左右するという意味において、極めて重要」とし、「審決では、引用発明の内容についての認定をすることなく（甲1の記載を掲げるのみである。）、また本件訂正発明と引用発明と

の一致点及び相違点の認定をすることなく（相違点が何であるか、相違点が1個に限るのか複数あるのか等）、甲1の文献の記載のみを掲げて、本件訂正発明1の容易想到性の有無の判断をしている」点について問題があるとし、「差し戻した後に再開される審判過程において、引用例記載の発明の認定及び本件訂正発明と引用例記載の発明との相違点等について、別途の主張ないし認定がされた場合には、その認定結果を前提として、改めて、相違点に係る容易想到性の有無の判断をした上で、結論を導く必要が生じることになる」旨付言した。

・平成24(行ケ)10221

審決では、グリコール酸ナトリウム（成分B）が洗浄に必要な成分であるとの認識が甲1文献には示されていないと判断したのに対し、判決では、引用発明1の洗浄剤混合物は、グルタミン酸二酢酸塩類（成分A）、グリコール酸塩（成分B）、陰イオン界面活性剤及び非イオン界面活性剤（成分C）を含んでおり、本件発明1の洗浄剤組成物と組成において一致し、かつ、各分量は、本件発明1において規定された範囲内であることから、引用発明1の洗浄剤混合物は、本件発明1の規定する3つの成分A～Cをいずれも含み、かつ、その分量も本件発明1の規定する範囲内であることに照らすと、単に、グリコール酸ナトリウムが主成分の一つであると規定したことをもって、容易想到でなかったということとはできないとした。

・平成24(行ケ)10296

審決では、争点の記載箇所だけを考慮して本件発明と同じであると認定したが、判決では、「段落【0017】におけるスポンジの小片4に関する記載は、第1の実施形態の処置用具に関するその他の記載と整合せず、この段落にだけ浮き上がって触れられているものであり、しかも、第2の実施形態の処置用具において明示された「スポンジの小片4」の使用方法とも整合しないことになる。当業者が、甲32公報の記載に接し、その記載を整合的に理解しようとするれば、段落【0017】におけるスポンジの小片4の記載は、明細書の編集上のミスと認めざるを得ない。すなわち、第1の実施形態の処置用具は、スポンジの小片4を有していないと理解するのが自然である。少なくとも、このような他の記載と整合しない断片的な記載から、「可撓性チューブの一端開口部に（防湿用キャップ5に加えて）スポンジの小片4を有する第1の実施形態の処置用具であって、一端開口部を遺体の孔部に挿入した後にスポンジの小片4を押し出す」という構成が甲32公報に開示されていると認めることはできない。」として、明細書の他の記載箇所を考慮して争点の記載箇所における矛盾を指摘し、本件発明と異なるものと認定した。

（11月号に続く）

（原稿受領2014.9.2）